

(仮称) 新・琵琶湖文化館整備事業に係る議案について

(仮称) 新・琵琶湖文化館の整備については、県において施設の設計、建設、維持管理、一部の運営を、PFI手法(BTO方式)により実施することとしており、令和9年(2027年)12月の供用開始を目指し、9月定例会議において次の3議案の議決を求めるものである。

- 1 議案116号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 2 議案129号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 3 議案109号 滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
PFI事業者 公募・選定		設計		建設		開館準備 管理運営 ~令和24年3月
	▲ 契約締結 令和5年10月				▲ 供用開始 令和9年12月	

(仮称) 新・琵琶湖文化館イメージ



1 契約の締結につき議決を求めることについて

整備事業について、「文化スポーツ部PFI事業者等選定委員会」により選定された企業グループが本事業を実施するために設立した特別目的会社（SPC）と契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき議決を求めようとするものである。

- (1) 事業名 (仮称) 新・琵琶湖文化館整備事業
- (2) 契約の目的 (仮称) 新・琵琶湖文化館の施設整備、開館準備、維持管理および文化観光等に係る業務
- (3) 契約金額 10,802,804,577円(消費税および地方消費税の額を含む。)
- (4) 事業期間 契約締結の日から令和24年3月31日まで
- (5) 契約の相手方 滋賀県大津市別保一丁目15番38号
株式会社琵琶湖C&S
代表取締役 田村 和彦

(落札者グループの構成)

○は県内企業

業務	企業名
代表企業	株式会社 丹青社 関西支店
設計	株式会社 隈研吾建築都市設計事務所 株式会社 安井建築設計事務所 株式会社 丹青社 関西支店 (再掲)
建設	株式会社 大林組 京都支店 ○株式会社 笹川組 株式会社 丹青社 関西支店 (再掲)
監理	株式会社 隈研吾建築都市設計事務所 (再掲) 株式会社 安井建築設計事務所 (再掲)
維持管理	大林ファシリティーズ株式会社 総合警備保障株式会社 ○株式会社 アヤハ環境開発
文化観光等	アクティオ株式会社 株式会社 丹青社 関西支店 (再掲)
その他	NECキャピタルソリューション株式会社 京都営業所 株式会社 丹青社 関西支店 (再掲)

(6) 事業者提案概要

①建物計画概要

建築面積	2,144.50 m ²
延床面積	6,632.65 m ²
階数	地上4階 PH1階
最高高さ	27.30m
構造	鉄筋コンクリート造
棟数	1棟

②施設の概要

諸室構成（主なもの）	
4階 主に展示部門	展示室、導入展示室、資材室、借用資料一時保管庫、展望テラス 等
3階 主に収集・保管部門	収蔵庫、調査・修復室、スタジオ、消化ボンベ庫 等
2階 主に調査研究、管理部門	研究室、資料室、事務室、管理諸室 等
1階 主に情報発信・交流部門 利用者サービス部門	インフォメーション・ラーニングゾーン、講堂、研修室、エントランスホール、ショップ、キッズルーム 燻蒸室、文化財緊急保管庫 等
駐車台数	一般自動車(車椅子用)：2台、管理用：9台
駐輪台数	来館者用：30台、管理用：10台

③管理運営（維持管理、文化観光等）の業務概要

本事業においては、収蔵・展示といった博物館機能や地域の文化財サポートセンターの機能等に関する業務は県が実施し、維持管理、文化観光等の業務を事業者が実施する。

開館時間	9:30～17:00
休館日	原則、毎週月曜日、12月28日～1月3日
維持管理業務（主なもの）	施設等保守管理、修繕・更新、清掃、警備 等
文化観光等業務（主なもの）	近江の文化財周遊プログラムの企画、県内周遊の促進につながる情報発信、観光案内所の運営、集客業務、インフォメーション・ラーニングゾーンの運営、ミュージアムショップの運営 等

2 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

指定管理者を指定することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めようとするものである。

- (1) 公の施設の名称 滋賀県立琵琶湖文化館
- (2) 指定管理者 滋賀県大津市別保一丁目15番38号
株式会社琵琶湖C&S
代表取締役 田村 和彦
- (3) 指定の期間 滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から令和24年3月31日まで

3 滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

(仮称)新・琵琶湖文化館を整備するに当たって、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の経緯

(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業については、令和9年度の開館を目指し、令和5年7月に事業者と提案内容が決まり、9月議会で契約の議決を提案しようとするところ。

設計・建設・管理運営を一括発注するPFI事業であり、このうち管理運営は指定管理者の指定を伴うため、根拠となる設管条例の改正を、事業契約にあたり同時に提案するもの。

なお、館名については、歴史系博物館として60年を超える活動実績の高い評価とともに館名が国内外にも浸透しており、今後の新たな活動への財産となることが期待されることから「琵琶湖文化館」を継承する。

3 改正の概要

①設置目的 「県の文化の向上と観光に寄与するため」から「滋賀の文化財の保存および活用により、県民の文化の発展を図り、併せて県の観光の振興に資するため」に改正。

②位 置 新しい文化館が立地する位置を加える。

③開館時間 「午前9時」を「午前9時30分」に改める。

④使用料 施設の使用料(講堂、研修室)や観覧料について規定を整備する。

⑤指定管理 PFI法(※1)に規定する選定事業者を指定管理者として指定する場合の特例について定める。

※1:民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

⑥博物館協議会 館の運営に関し意見を述べる機関として、博物館法に基づく博物館協議会を置くこととする。

⑦その他 ・改正の施行は、規則で定める日とし、開館する令和9年度を予定。ただし、準備行為として指定管理に係る規定は、公布の日から施行する。

・関係条例(※2)について必要な改正を行うこととする。

※2:滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例